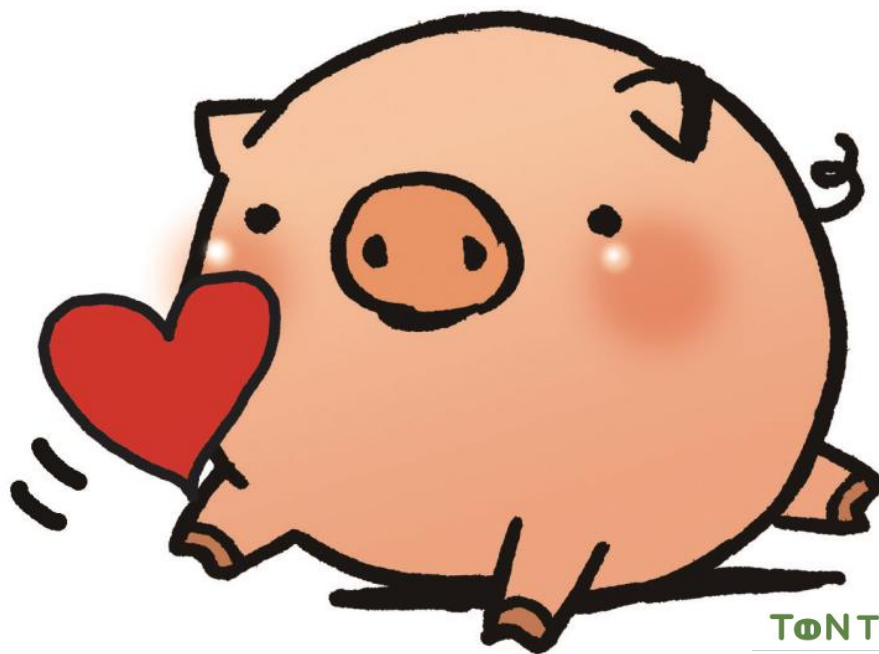


# 前橋市 障害者福祉のあらまし

等級などにより、該当になる制度の一覧です。  
よくお読みになって参考にしてください。  
項目ごとに問い合わせ先が異なります。  
詳しい内容につきましては、お問い合わせください。  
障害福祉課への申請手続きは、  
大胡・宮城・粕川・富士見支所でもできます。



TONTONのまち  
まえばし

前橋市 障害福祉課

令和6年4月作成

## 目 次

### 障害程度別該当事業一覧

手帳	1
1 身体障害者手帳の交付	1
2 療育手帳の交付	1
3 精神障害者保健福祉手帳の交付	1
受けられる控除	1
4 所得税・市県民税の障害者控除	1
5 相続税の控除	1
6 贈与税の非課税	1
受けられる割引	2
7 JR運賃割引	2
8 上毛電鉄運賃割引	2
9 バス運賃割引	2
10 航空運賃割引	3
11 タクシー運賃割引	3
12 有料道路割引	3
13 携帯電話基本料金等障害者割引制度	3
等級等により受けられる制度	3
14 NHK放送受信料の減免	3
15 自動車税種別割・環境性能割、軽自動車税種別割・環境性能割の減免	4
16 NTT番号案内無料措置	5
17 電話リレーサービス	5
18 駐車禁止除外指定車標章	5
19 思いやり駐車場利用証	5
20 選挙における郵便等による不在者投票制度／不在者投票の代理記載制度	5～6
21 高齢運転者等専用駐車区間制度	6
等級等により受けられる市の制度	6
22 福祉タクシー利用券	6
23 自動車改造費の補助	6
24 福祉有償運送	6
25 マイタク（でまんど相乗りタクシー）	7
災害・緊急時の要支援者支援	7
26 避難行動要支援者制度	7
27 NET119緊急通報システム	8
28 安心カード	8
29 ヘルプマーク・ヘルプカード	8

介護保険との適用関係	8
30 介護保険との適用関係	8
福祉機器	9
31 補装具費の支給	9
32 日常生活用具の給付	9
33 難聴児補聴器購入費の補助	9
34 高齢者補聴器購入費助成	9
35 社会福祉協議会での貸出	10
36 緊急通報装置の給付	10
37 重度心身障害児・者等おむつサービス	10
手当・年金・共済制度	10
38 特別障害者手当	10
39 障害児福祉手当	10
40 在宅重度障害児手当	11
41 特別児童扶養手当	11
42 児童扶養手当	11
43 群馬県心身障害者扶養共済制度	11
44 障害年金	12
医療制度	12
45 福祉医療費支給制度（重度心身障害者・高齢重度障害者）	12
46 後期高齢者医療	13
47 自立支援医療（更生医療）の支給	13
48 自立支援医療（育成医療）の支給	13
49 自立支援医療（精神通院医療）の支給	14
50 指定難病医療の給付	14
51 小児慢性特定疾病医療の給付	14
52 先天性血液凝固因子障害医療の給付	14
見舞金など	14
53 難病患者見舞金	14
54 腎臓機能障害者等交通費の助成	14
55 人工肛門・人工膀胱受術者等見舞金	14
56 小児慢性特定疾病医療受給者県外通院費の助成	14
日常生活の援助	15
57 総合支援法（介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付） 児童福祉法によるサービス	15～17

58	移動支援事業	18
59	日中一時支援（日帰りショートステイ）	18
60	前橋市委託相談支援事業	18
61	地域生活支援拠点「安心ネットまえばし」	18
62	地域活動支援センターⅠ型	18
63	地域活動支援センターⅢ型	19
64	障害者相談員	19
65	障害児早期療育事業（つぼみの部屋）	19
66	ガイドヘルパーネットワーク	19
67	手話通訳者・要約筆記者の派遣	19
68	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	19
69	「声の広報まえばし」発行	19
70	公文書点字化サービス事業	20
71	身体障害者補助犬	20
72	新聞代読サービス	20
73	重度身体障害者等入浴サービス	20
74	医療的ケア支援事業	20
75	要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業	20
76	日中一時支援 （登録介護者・サービスステーション事業）	20
77	日中一時支援 （心身障害児集団活動・訓練事業）	20
78	保育所（園）・認定こども園保育料等の減額	21
79	生活福祉資金の貸付	21
80	在宅障害者等配本サービス	21
81	高齢者等ごみ出し支援事業	21
82	成年後見制度	21
83	日常生活自立支援事業	22
84	出張パソコン講習	22
85	交通事故被害者援護制度	22

**住宅**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

86	重度身体障害者（児）住宅改造費補助	22
87	身障者世帯向け市営住宅	22
88	市営住宅の家賃	22
89	障がい者世帯向け県営住宅	22

**就労の促進**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

90	ハローワークによる職業紹介	23
91	障害者職業センターによる相談・援助	23
92	ワークセンターまえばし	23

**施設**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

93	前橋市障害者教養文化体育施設	23
94	前橋市総合福祉会館	23

**小児慢性特定疾病児童等福祉**・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

95	日常生活用具給付事業	23
----	------------	----

**高額障害福祉サービス等給付費**・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

96	高額障害福祉サービス等給付費	24
97	（新）高額障害福祉サービス等給付費	24

**ミライロ ID**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

98	ミライロ ID	24
----	---------	----

**音声自動読み上げ電子書籍サービス**・・・・・・・・・・・・・24

99	音声自動読み上げ電子書籍サービス	24
----	------------------	----

**各種窓口**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25～26

# 障害程度別該当事業一覧

制度区分		税金・公共料金				乗物等の割引制度						行動範囲の拡大等に関する制度				福祉機器				
制 度		所得税・住民税の障害者控除	自動車税種別割・環境性能割の減免	NHK放送受信料の減免	NTT番号案内無料措置	JR運賃割引	上毛電鉄運賃割引	バス運賃割引	航空運賃割引	タクシー運賃割引	有料道路割引	駐車禁止除外指定車標章	思いやり駐車場利用証	選挙における郵便等による不在者投票制度／不在者投票の代理記載制度	福祉タクシー利用券	自動車改造費の補助	補装具費の支給	日常生活用具の給付	重度心身障害児・者等おむつサービス	
見出しの番号		4	15	14	16	7	8	9	10	11	12	18	19	20	22	23	31	32	37	
身体障害者手帳	視覚障害	1級	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	△	
		2級	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○		△		△	△	
		3級	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○				△	△	
		4級	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○				△	△	
		5級	○		△	○	○	○	○	○	○	○						△	△	
		6級	○		△	○	○	○	○	○	○	○						△	△	
	聴覚・平衡機能障害	2級	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○			△		△	△	
		3級	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△				△	△	
		4級	○		△		○	○	○	○	○	○		△				△	△	
		5級	○		△		○	○	○	○	○	○		△				△	△	
	音声・言語機能障害	3級	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○							△	
		4級	○		△	○	○	○	○	○	○	○							△	
	肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)	1級	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△
		2級	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△
		3級	○	△	△		○	○	○	○	○	○	△	△			△	△	△	△
		4級	○	△	△		○	○	○	○	○	○	△	△			△	△	△	△
		5級	○	△	△		○	○	○	○	○	○	△	△			△	△	△	△
		6級	○	△	△		○	○	○	○	○	○	△	△			△	△	△	△
	内部障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓)	1級	○	△	△		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△			△	
		2級	○	△	△		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△			△	
3級		○	△	△		○	○	○	○	○	○	△	○	○				△		
4級		○		△		○	○	○	○	○	○	○						△		
療育手帳	A 1 / 2	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○		△			△		
	A 3	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○		△						
	B 1	○		△	○	○	○	○	○	○										
	B 2	○		△	○	○	○	○	○	○										
精神手帳	1 級	○	△	△	○		○	○	○			○	○		△					
	2 級	○		△	○		○	○	○											
	3 級	○		△	○		○	○	○											
所得制限 自己負担																有	有	有		
備 考											2種の手帳は本人が運転する場合のみ	歩行困難と警察署が認める方	手帳をお持ちの方で一定の条件に該当する方	視覚障害1級の方	両下肢・体幹・移動機能障害1級又は内 視覚障害1級の方／上肢機能障害1級又は内	在宅で自動車税の減免を受けていない方	前年の市民税が16万円未満の世帯に属する方	種目により判定が必要	障害の種類・等級により交付品目が制限	特別障害者手当又は障害児福祉手当受給者

内容は令和6年4月1日現在 ○はおおむね全員が該当、△は一部要件に応じて該当。各制度の金額、資格要件、対象範囲などは改正があります。

手当・年金・共済制度					医療制度				日常生活の援助			住宅		
特別障害者手当	障害児福祉手当	在宅重度障害児手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	群馬県心身障害者扶養共済制度	福祉医療費(重度心身障害者・高齢重度障害者)の支給	後期高齢者医療	自立支援医療費(更生医療)の支給	自立支援医療費(精神通院医療)の支給	手話通訳者・要約筆記者の派遣	重度身体障害者等入浴サービス	日中一時支援(登録介護者・サービスステーション事業)	重度身体障害者(児)住宅改造費補助	身障者世帯向市営住宅
38	39	40	41	42	43	45	46	47	49	67	73	76	86	87
△	△	△	△	△	△	△	○	△				△	△	△
△	△	△	△	△	△	△	○	△				△		△
		△	△		△		○	△				△		△
								△				△		△
								△				△		△
△	△	△	△	△	△	△	○	△		○		△		△
		△	△		△		○	△		○		△		△
								△		○		△		△
		△	△		△		○	△		○		△		△
△	△	△	△	△	△	△	○	△				△	△	△
△	△	△	△	△	△	△	○	△				△	△	△
		△	△		△		○	△				△		△
								△				△		△
								△				△		△
△	△	△	△	△	△	△	○	△				△		△
	△	△	△		△	△						○		
	△	△	△		△	△						○		
					△							○		
△					△				△					
					△				△					
					△				△					
有	有		有	有	有	有		有				有	有	有
△が重複かその他同程度の障害のある方	施設入所中の方は除く	療育手帳A3・B1の場合は知能指数35以下	20歳未満の在宅重度障害児	父又は母が重度の障害者である家庭	その他精神障害・特定疾患・難病などの方	知的障害の場合は知能指数35以下	65歳以上75歳未満の方	18歳未満は育成医療			重度障害者で入浴困難と認められる方		前年の市民税が16万円未満	

身体障害者手帳

種 級

療育手帳

種

## 手 帳

住所・氏名を変更したとき、亡くなられたとき、手帳を紛失・破損したとき、障害の程度が変わったときは、必ず届け出てください。

### 1 身体障害者手帳の交付

身体障害者（児）が各種の福祉制度を受けるために必要な手帳です。1～6級で表示され、視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能に関する永続的な障害がある場合に交付となります。申請書、身体障害者診断書・意見書の書式は、障害福祉課・各支所に備え付けてあります。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711 FAX 027-223-8856

### 2 療育手帳の交付

知的障害者（児）が各種の福祉制度を受けるために必要な手帳です。重度の場合「A」、その他は「B」と表示。18歳未満の方は、最初に児童相談所へご相談ください。

【お問い合わせ先】 中央児童相談所 野中町360-1 TEL 027-261-1000

障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

### 3 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害者（児）が各種の福祉制度を受けるために必要な手帳です。1級から3級で表示。

【お問い合わせ先】 保健予防課 こころの健康係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5787 FAX 027-223-8856

## 受けられる控除

### 4 所得税・住民税の障害者控除

納税者本人又は納税者の配偶者や扶養している方が以下の手帳をお持ちの場合に、確定申告・住民税申告又は年末調整時に申告すると控除が受けられます。

※控除を受けるためには、手帳の交付を受けた翌年に申告が必要です。

特別障害者	身障手帳1～2級、 療育手帳A1、A2、A3、精神手帳1級	所得税…40万円控除 住民税…30万円控除
一般障害者	身障手帳3～6級、 療育手帳B1、B2、精神手帳2・3級	所得税…27万円控除 住民税…26万円控除
同居特別障害者	控除対象配偶者（同一生計配偶者含む）又は 扶養親族が特別障害者で同居している場合	所得税…75万円控除 住民税…53万円控除

【お問い合わせ先】 所得税…前橋税務署 TEL 027-224-4371

住民税…市民税課 個人市民税係 市役所2階 TEL 027-898-6203

### 5 相続税の控除

障害者が相続により財産を取得するとき控除が受けられる場合があります。

特別障害者控除	身障手帳1～2級、 療育手帳A1、A2、A3、精神手帳1級	85歳に達するまでの年数に20万円を 乗じた金額を控除
障害者控除	身障手帳3～6級、 療育手帳B1、B2、精神手帳2・3級	85歳に達するまでの年数に10万円を 乗じた金額を控除

【お問い合わせ先】 前橋税務署 TEL 027-224-4371

### 6 贈与税の非課税

身障・療育・精神手帳をお持ちの方は、贈与税が非課税になる場合がありますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 前橋税務署 TEL 027-224-4371

## 受けられる割引

### 7 JR運賃割引

駅で係員に手帳を提示して乗車券等を購入してください。

#### 普通乗車券

- ①第1種の身障・療育手帳所持者が介護者と共に利用する場合→本人と介護者が半額
- ②第1種及び第2種の身障・療育手帳所持者が単独で片道100kmを超える区間を利用する場合→本人半額

#### 定期乗車券

- ①第1種の身障・療育手帳所持者が介護者と共に利用する場合→本人と介護者が半額
- ②12歳未満の第2種の身障・療育手帳所持者が介護者と共に利用する場合→本人と介護者が半額

#### 回数券

第1種の身障・療育手帳所持者が介護者と共に利用する場合→本人と介護者が半額

【お問い合わせ先】 JR東日本 お問い合わせセンター（列車時刻、運賃・料金、空席情報案内）

TEL 050-2016-1600（ご案内時間6:00～24:00）

### 8 上毛電鉄運賃割引

有人駅：駅で係員等に手帳を提示して乗車券等を購入してください。

無人駅：降車時に、運転士に手帳を提示して精算をしてください。

※最低運賃制度により90円以下の割引はされません。

#### 普通乗車券

- ①身体障害者割引・知的障害者割引
  - ・第1種の身障・療育手帳所持者が介護者と共に乗車する場合→本人と介護者が半額
  - ・第1種及び第2種の身障・療育手帳所持者が単独で乗車する場合→本人半額
- ②精神障害者割引
  - ・第1級の精神手帳所持者が介護者と共に乗車する場合→本人と介護者が半額
  - ・第1級、第2級及び第3級の精神手帳所持者が単独で乗車する場合→本人半額

#### 定期乗車券

- ① 身体障害者割引・知的障害者割引
  - ・第1種の身障・療育手帳所持者が介護者と共に利用する場合→本人と介護者が半額（ただし、本人が小児・幼児の場合は介護者のみ半額）
  - ・小児・幼児の第2種の身障・療育手帳所持者が介護者と共に乗車する場合→介護者のみ半額
- ② 精神障害者割引
  - ・第1級の精神手帳所持者が介護者と共に利用する場合→本人と介護者が半額（ただし、本人が小児・幼児の場合は介護者のみ半額）
  - ・小児・幼児の第2級及び第3級の精神手帳所持者が介護者と共に乗車する場合→介護者のみ半額

#### 回数券乗車券

- ①身体障害者割引・知的障害者割引
    - ・第1種の身障・療育手帳所持者が介護者と共に乗車する場合→本人と介護者が半額
  - ②精神障害者割引
    - ・第1級の精神手帳所持者が介護者と共に乗車する場合→本人と介護者が半額
- 【お問い合わせ先】 上毛電気鉄道株式会社 TEL 027-231-3597 FAX 027-231-9920

### 9 バス運賃割引

以下の場合、手帳及びミライロID（※98）を提示すると運賃半額です。

- ①第1種の身障・療育手帳所持者が単独か介護者と共に利用する場合→本人と介護者が半額
- ②第2種の身障・療育手帳所持者→本人半額
- ③精神手帳所持者

※県内のバス事業者が運行する路線バス・マイバス・デマンドバス（前橋市）→手帳の等級を問わず本人半額（介護者の割引については、各バス事業者にお問い合わせください）高速バス、他市町村で運行するコミュニティーバス等の割引の有無については、各バス事業者にお問い合わせください。

## 10 航空運賃割引

12歳以上の身障・療育・精神手帳所持者が航空券販売窓口にて手帳を提示すると、本人と介護者の航空運賃が割引されます。割引率・割引が適用になる区間は、各航空会社によって異なります。

## 11 タクシー運賃割引

身障・療育手帳所持者がタクシー乗車時に手帳を提示すると10%の割引になります。

【お問い合わせ先】 群馬県タクシー協会 TEL 027-261-2071 FAX 027-263-0611

## 12 有料道路割引

有料道路を利用される際、以下の場合に事前に申請することで通常料金の半額になります。

①障害者ご本人が運転される場合（身体障害者手帳所持者）

②障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が乗車される場合（第1種の身障・療育手帳所持者）

【対象自動車：事前登録する場合（障害者1人につき1台のみ事前登録可）】

・本人又はその親族が所有する自家用自動車のうち、適用要件を満たす自動車（②の場合、常時介護者所有でも良い場合あり）

【対象自動車：事前登録しない場合】

・自家用自動車、レンタカー、借用自動車（車検・修理時の代車や社会福祉協議会貸出車両等）、タクシー（介護・福祉タクシー含む）や福祉有償運送車両のうち、適用要件を満たす自動車

※詳細な適用要件・ご利用方法については割引登録手続き時にご確認ください。

※タクシーや福祉有償運送車両での割引適用においては、②の場合に限ります。

【必要なもの】 身障・療育手帳、車検証（自動車を登録する場合）、運転免許証（本人運転の場合）

ETC無線走行を利用する場合は上記と一緒に、障害者本人名義のETCカード（未成年で重度障害（第1種）の方は親権者又は法定後見人名義でも可）、ETC車載器セットアップ申込書・証明書

**※車検証、運転免許証、ETCカードは、原則コピー不可**

**※必要に応じて戸籍等確認させていただく場合があります**

**※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項もお持ちください**

【事前の登録手続き場所】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

【ETC無線走行によりETCをご利用される際の手続きのお問い合わせ先】 有料道路ETC割引登録係 TEL 045-477-1233

## 13 携帯電話基本料金等障害者割引制度

- ・NTTドコモ「ハーティ割引」
- ・au「スマイルハート割引」
- ・ソフトバンクモバイル「ハートフレンド割引」

【必要なもの】

身障・療育・精神手帳等（詳しくは各携帯電話会社へ。本人が行かない場合は委任状と代理人本人の確認書類が必要な場合があります。年齢の規定がある場合あり。）

【手続場所及びお問い合わせ先】 各携帯会社各支店

### 等級等により受けられる制度

## 14 NHK放送受信料の減免

下記の条件が、対象者です。対象の方は、障害福祉課で証明書の発行を受けてください。

なお、市内転居及び市外から転入された場合はあらかじめ要件の確認・手続きが必要になります。

①全額免除は、世帯構成員に身障・療育・精神手帳（等級問わず）いずれかの手帳所持者がいて、世帯構成員全員が市民税非課税の場合に対象となります。

②半額免除は、視覚・聴覚障害及び1～2級の身障手帳、又は療育手帳A1～A3、精神手帳1級所持者が、世帯主で放送受信契約者の場合に対象となります。

【必要なもの】 身障・療育・精神手帳、印かん、1月1日現在前橋市に住所の無かった方は、住民税額のわかるもの

【お問い合わせ先】 NHK前橋放送局 カスタマーG TEL 027-251-1714 FAX 027-253-7585

【減免の証明書の発行窓口】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711



## 15 自動車税種別割・環境性能割、軽自動車税種別割・環境性能割の減免

身体障害者・知的障害者・精神障害者（以下「障害者等」といいます）で一定の要件を満たす場合、申請により自動車税種別割（県税）、自動車税環境性能割（県税）又は軽自動車税種別割（市税）、軽自動車税環境性能割（市税）が減免になります。 ※自動車税種別割及び自動車税環境性能割には減免額に上限値があります。

◎減免の対象となる範囲（詳しくは、下記へお問い合わせください）

- ・身障手帳所持者：障害の等級等により適用となる範囲が異なります。
- ・療育手帳所持者：「A」判定の表示がある場合
- ・精神手帳所持者：「Ⅰ級」判定の表示があり、かつ「自立支援医療受給者証」の交付を受けている場合

減免は、障害者等本人が自動車又は軽自動車（1台に限る）を実際に運転又は同乗して、通学・通院・通所等のために使用する場合のみが対象となりますが、その自動車、軽自動車を所有する方、運転する方により減免対象とならない場合があります。

【必要なもの】 身障・療育・精神手帳、（運転者の）運転免許証、車検証（自動車検査証等）、納税義務者のマイナンバーがわかるもの（軽自動車税種別割のみ）、自立支援医療受給者証（精神手帳所持者に限る）、既減免車を手放したことを証する書面（新たに自動車を取得する場合）

◎減免申請の手続き期間

- ・既に4月1日現在で所有している自動車の自動車税種別割は、納期限日（通常は5月末日）までに群馬県自動車税事務所又は前橋行政県税事務所まで減免申請をしてください。
- ・新規登録又は自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割が課税対象となる移転登録は、その登録日に群馬県自動車税事務所まで減免申請をしてください。

※年度途中で減免対象となった場合（新たに手帳の交付を受けた等）には、自動車税種別割については自動車税事務所又は前橋行政県税事務所まで随時に減免申請ができ、申請月の翌月以降の月数に応じて減免となります。

- ・軽自動車税種別割は、5月中旬の納税通知書が発送されてから納期限日（通常は5月末日）まで。

○自動車税種別割・自動車税環境性能割は、生計同一証明書又は常時介護証明書等が必要となる場合があります。軽自動車税種別割の減免申請では、障害者等と軽自動車の運転者が別居する場合のみ生計同一証明書または常時介護証明書が必要です。

【生計同一証明書発行に必要なもの】

身障・療育・精神手帳、車検証、運転者の運転免許証、自立支援医療受給者証(精神手帳所持者に限る)

※既に所有している自動車及び年度途中で減免対象となった場合の自動車税種別割の減免申請では、障害者等と自動車の所有者及び運転者が同居する家族の場合、生計同一証明書は不要です。

※ただし、新たに自動車を取得する場合（新規登録又は自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割が課税対象となる移転登録）には、住民票謄本（続柄記載・マイナンバー省略）又は生計同一証明書が必要となります。

【常時介護証明書発行に必要なもの】

身障・療育・精神手帳、車検証（本人名義に限る）、運転者の運転免許証、運行計画書、通院等の証明書（所定の様式）、誓約書、自立支援医療受給者証(精神手帳所持者に限る)

○自動車税種別割・環境性能割、軽自動車税環境性能割では、施設に入所している障害者等を乗せて、家族（施設入所直前まで生計同一）が運転する場合には、その施設で減免申請車両状況申出書を発行してもらう必要があります。なお、介護老人保健施設は減免対象外の施設となります。また、障害者等が病院に入院中の場合は、対象となりません。

ご不明な点等は該当のパンフレットをご覧ください、下記へお問い合わせください

【自動車税種別割・環境性能割、軽自動車税種別割・環境性能割に関する申請・お問い合わせ先】

自動車税種別割 群馬県自動車税事務所	TEL 027-263-4343 FAX 027-261-5931
群馬県前橋行政県税事務所 前橋合同庁舎1階	TEL 027-234-1800 FAX 027-234-3345
自動車税・軽自動車税環境性能割 群馬県自動車税事務所	TEL 027-263-4343
軽自動車税種別割 市民税課諸税係 市役所2階34番	TEL 027-898-5842・5843 FAX 027-224-1321

【生計同一証明書・常時介護証明書発行窓口】

身障・療育手帳所持者………障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

精神手帳所持者…保健予防課 こころの健康係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5787

## 16 NTT番号案内無料措置

視覚障害、聴覚障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害、肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1～2級の方並びに療育手帳及び精神手帳をお持ちの方は電話番号案内(104)が無料になります。事前登録が必要です。

【お問い合わせ先】 NTTふれあい案内事務局 TEL 0120-104174 FAX 0120-104134

※ FAXによるお問い合わせの際は、お名前・折り返しのFAX番号も記載して送信してください

## 17 電話リレーサービス

聴覚障害又は音声言語機能障害の身障手帳所持者の方を対象に通訳オペレーターが手話・文字と音声とを  
通訳することで、相手方と通話ができる公共サービスです。事前登録が必要です。

【お問い合わせ先】 日本財団電話リレーサービス TEL 03-6275-0910 FAX 03-6275-0913

ホームページ <https://nftrs.or.jp/>

## 18 駐車禁止除外指定車標章

身障・療育・精神手帳所持者で一定の条件に該当する方に駐車禁止の規制から除外される標章を交付します。車両を所有していない方でも、交付が受けられます。タクシー等を利用する場合も使用できます。

なお、駐停車禁止場所（交差点、横断歩道等）や法定の駐車禁止場所（出入口付近等）には駐車できません。詳しくはお問い合わせください。

【必要なもの】 身障・療育・精神手帳、運転免許証（お持ちでない方は、代わりに住民票の写し等の住所と名前が印字された公的な身分証明書）、内部障害の方は歩行について記載のある医師の診断書

【お問い合わせ先】 所轄の警察署

前橋警察署交通課 TEL 027-252-0110

前橋東警察署交通課 TEL 027-225-0110

## 19 思いやり駐車場利用証

商業施設や公共施設に設置されている車いす使用者用駐車場の適正使用を推進するための制度です。利用対象者からの申請に対して、思いやり駐車場の利用者証を交付します。なお、協力施設等につきましては、群馬県のホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/site/fukushinomachi/2923.html>) をご覧ください。対象者は、下記の方です。

身体・療育・精神の各手帳をお持ちの方で一定の条件に該当する方、高齢で介護保険の要介護状態区分の方、特定医療費（指定難病）受給者の方、妊産婦（妊娠7ヶ月～産後6ヶ月）の方。

【必要なもの】 身障手帳・療育手帳・精神手帳・介護保険証・特定医療費（指定難病）受給者証・母子手帳いずれか。代理人が申請する場合は、上記に加えて代理人の身分証明書（運転免許証等）

【お問い合わせ先】 群馬県 障害政策課社会参加推進係 TEL 027-226-2634 FAX 027-224-4776

【手続き場所】

群馬県障害政策課（県庁13階）

長寿包括ケア課（市役所2階35番）、介護保険課（市役所2階37番）

障害福祉課（前橋市保健所1階）、こども支援課（前橋市保健センター2階）

大胡・宮城・粕川・富士見各支所

前橋市社会福祉協議会（本所及び各支所）

群馬県身体障害者福祉団体連合会、群馬県手をつなぐ育成会

## 20-1 選挙における郵便等による不在者投票制度

身体障害者手帳をお持ちの選挙人で、所定の障害のある方は、郵便又は信書便を利用して、自宅等で不在者投票を行うことができます。この制度を利用するためには、あらかじめ市選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

【対象者】 両下肢・体幹・移動機能障害1～2級又は内部障害1～3級の方

【お問い合わせ先】 選挙管理委員会事務局 前橋市役所6階 TEL 027-898-6742 FAX 027-221-5717

## 20-2 選挙における郵便等による不在者投票の代理記載制度

郵便等による不在者投票制度を利用することができる選挙人で、ご自分で投票の記載をすることができない所定の障害のある方は、代理記載制度を利用することができます。この場合は、あらかじめ選挙管理委員会から、代理記載をすることができる人が指定された「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

【対象者】郵便等による不在者投票制度の対象者のうち、上肢機能障害Ⅰ級又は視覚障害Ⅰ級の方

【お問い合わせ先】選挙管理委員会事務局 前橋市役所6階 TEL 027-898-6742 FAX 027-221-5717

## 21 高齢運転者等専用駐車区間制度（専用場所駐車標章）

公安委員会が道路上に設置した「専用駐車区間」へ、「専用場所駐車標章」の交付を受けた高齢運転者等の方が運転する普通自動車のみが駐車できる制度です。対象者は、下記の方です。

①70歳以上の運転者、②聴覚障害の運転者、③肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件を付されている運転者、④妊娠中又は出産後8週間以内の方

前橋市市内で指定されている箇所は、前橋公園さちの池北側・立川町通り・高花台一丁目2号公園です。

【必要なもの】運転免許証、自動車車検証、妊娠中又は産後の方は、加えて母子健康手帳 等

【お問い合わせ先】前橋警察署交通課 TEL 027-252-0110

前橋東警察署交通課 TEL 027-225-0110

## 等級等により受けられる市の制度

## 22 福祉タクシー利用券

18歳以上で在宅の身障手帳Ⅰ～Ⅱ級、療育手帳A又は精神手帳Ⅰ級で自動車税種別割、軽自動車税種別割の減免を受けていない方に、タクシーの基本料金分の利用券を交付します。月2枚分（視覚障害Ⅰ級は月3枚分）を申請月に基づき交付します。前橋市・高崎市の契約事業者に限り使用できます。

【お問い合わせ先】障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

## 23 自動車改造費の補助

上肢・下肢・体幹機能障害等で、当該年度（6月までは前年度）の市民税（所得割）額16万円未満の世帯に属する方が、自ら所有し運転しようとする自動車に対し、本人が乗車・運転しやすいように下記の改造等を行う場合に改造費等を助成します。

①運転補助装置等の改造に係る費用に対し、上限額を5万円として、その経費の一部を助成します。

②自ら自動車の運転を行い、車いすを使用する方が車いすを出し入れしやすいように収納装置等を新たに設置・改造する費用に対し、上限を10万円として、その経費の一部を助成します。

改造前（新車購入の場合は購入前）に申請してください。

【必要なもの】見積書、身障手帳、車検証、運転免許証 等

【お問い合わせ先】障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

## 24 福祉有償運送

NPO法人などの団体が、自家用自動車を使用して行う有償の移送サービスです。対象となるのは次の①～③のいずれかに該当し、移動に介助が必要で、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方です。

①身障・療育・精神いずれかの手帳を所持している方

②要介護認定・要支援認定を受けている方

③肢体不自由・内部障害・知的障害・精神障害やその他の障害を有する方

【利用の方法】福祉有償運送を行う団体へ会員として登録します。福祉有償運送を行っている団体をご案内します。料金は団体ごとに異なりますので、各団体へ直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

## 25 マイタク（でまんど相乗りタクシー）

前橋市は、移動困難者対策として、マイタクを運行しています。前橋市内のタクシー事業者を利用する際、運賃の一部を支援します。サービスを利用するためには、事前に利用登録が必要です。登録に際しては、マイナンバーカードが必要となりますので、カードを持参の上、申請してください。

### ○対象となる方

- A 年齢75歳以上の方
  - B 年齢65歳以上で運転免許証（普通・準中型・中型・大型免許）をお持ちでない方
  - C 下記の①～⑦のいずれかの該当者
    - ①身体障害者 ②知的障害者 ③精神障害者 ④発達障害者 ⑤要介護・要支援認定者・総合事業対象者 ⑥難病患者・小児慢性特定疾病患者 ⑦妊産婦
- ※C区分に該当する方については、確認書類の写しが必要となります。詳しくはお問い合わせください。またC区分のみに該当する方で、下記の方は登録できません。
- ①福祉有償運送利用の登録がある方 ②身体障害者が運転しようとする自動車の改造に対する補助を受けた方 ③過去に福祉車両の購入又は改造するための補助を受けた方 ④過去に運転免許取得費補助を受けた方で、現に運転免許証をお持ちの方 ⑤軽自動車税種別割・自動車税種別割の減免を受けた車両で移動が可能な方
- D 運転免許証を自主返納した方または失効した方(免許失効前に当該免許が取消しされた方等は除く)

### ○支援内容

- ・登録者が複数でタクシーに同乗したとき→1人1乗車につき、最大500円を支援
- ・登録者が1人でタクシーに乗車したとき→タクシー運賃の半額を支援（ただし、1,000円を上限とします）※登録者以外の方も同乗できますが、マイタク登録者でない方は支援の対象外となります。

【申請受付場所】市役所本庁舎1階マイナンバーカード総合支援窓口、大胡・宮城・粕川・富士見各支所  
※マイナンバーカードをお持ちでない方につきましては、カードの発行が必要になります。詳しくは市民課マイナンバーカード係（898-6101）へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 交通政策課 新モビリティ推進係 市役所5階 TEL 027-898-5844 FAX 027-224-3003

## 災害・緊急時の要支援者支援

## 26 避難行動要支援者制度

障害や高齢などにより、災害時に自力で避難することが困難な方が、万一の際、地域における助け合いにより安全に避難等していただくため、要支援者の名簿を作成する「避難行動要支援者制度」を実施しています。これは、地域における「共助」を基本とした要支援者の支援体制を整備して、安心して暮らせるまちづくりを推進するものです（市で避難を保証する制度ではありません。）。

○登録要件（次のいずれかに該当する者。ただし、介護施設等の入居者や同居のご家族により常に避難支援が受けられる方は除きます。）

- ①介護保険制度に基づく要介護認定が3、4、5の者 ②身体障害者手帳を有する者のうち、障害の程度が1級及び2級の者 ③療育手帳を有する者のうち、障害の程度がAの者 ④精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち、障害の程度が1級の者 ⑤（①～④）のほか、自力での避難が困難であると市に申し出て、市が支援の必要性を認めた者

○個人情報の提供先（支援機関）

- ①自治会（自主防災会含む。） ②民生委員児童委員 ③警察署 ④消防局・消防団 ⑤社会福祉協議会 ⑥市役所関係部局（福祉部、健康部、こども未来部）

【お問い合わせ先】 防災危機管理課 危機管理係 市議会庁舎3階 TEL 027-898-5935 FAX 027-221-2813

【申請書の配布・受付場所】防災危機管理課（市議会庁舎3階）、長寿包括ケア課（市役所2階）、介護保険課（市役所2階）、社会福祉課（市役所1階）、保健予防課（保健所1階）、障害福祉課（保健所1階）、各支所、各市民サービスセンター

※申請は、郵送又はFAXでもできます。

## 27 NET119緊急通報システム

聴覚や音声・言語に障害がある方が外出先からでもスマホや携帯電話の位置情報を利用して簡単に救急車や消防車の出動要請を行うことができるシステムです。事前に消防局またはWEBでの登録が必要です。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】 消防局 通信指令課 TEL 027-220-4515 FAX 027-220-4528



## 28 安心カード

自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶときや、離れて暮らす家族に連絡をとるときなどに備えておく、便利なカードです。

自分の医療情報や緊急連絡先などを記入し、冷蔵庫のドアポケットに保管しておくものです。

緊急時、救急隊員等が、この医療情報を確認することで適切な判断と応急処置、連絡につながります。

【配布場所】 前橋市社会福祉協議会（本所及び各支所）、各老人福祉センター  
社会福祉課（市役所1階10番）、長寿包括ケア課（市役所2階35番）、介護保険課（市役所2階37番）  
障害福祉課（前橋市保健所1階）  
大胡・宮城・粕川・富士見各支所、各市民サービスセンター

【お問い合わせ先】 前橋市社会福祉協議会 TEL 027-237-1112 FAX 027-219-0337

## 29 ヘルプマーク・ヘルプカード

### ①ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要とする方がヘルプマークを付けることにより、周囲の者の理解を促し、援助等を得やすい社会を実現するために東京都が作成したマークで、群馬県は普及に取り組んでいます。

### ○対象となる方

群馬県内に居住し、援助又は配慮を必要としていることを周囲に知らせたい方。義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方等、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方。「障害者手帳」を所持していなくても対象になります。

### ②ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載された「ヘルプカード」は、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。

【ヘルプマーク交付窓口】 障害福祉課（保健所1階）、大胡・宮城・粕川・富士見各支所、  
群馬県障害政策課（県庁13階）、心身障害者福祉センター・発達障害者支援センター（県社会福祉総合センター内）、こころの健康センター（野中町）

【ヘルプカード配布場所】 ヘルプマーク交付窓口

ヘルプカードの交付は残数限りです。その後は群馬県ヘルプカード様式を印刷した用紙（モノクロ）をお渡しします。群馬県障害政策課のホームページからダウンロードして使用することもできます。

【お問い合わせ先】 群馬県 障害政策課社会参加推進係 TEL 027-226-2634 FAX 027-224-4776

## 介護保険との適用関係

## 30 介護保険との適用関係

下記の条件に該当する方は、介護保険制度による各種サービスを利用できます。

なお、介護保険制度と障害者施策の両方を利用することが出来る方は、原則介護保険制度の利用が優先になります。

- ①65歳以上で、寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）の方。
- ②65歳以上で、常時の介護までは必要ないが、家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）の方。
- ③40歳から64歳までの医療保険に加入している方で、初老期認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気により要介護状態や要支援状態となった方。

【お問い合わせ先】 介護保険課 市役所2階37番 TEL 027-898-6155 FAX 027-243-4027

## 福祉機器

### 31 補装具費の支給

必要と認められた障害者（児）難病患者等に、次の補装具の購入・修理費等を支給します。等級による制限と市民税の課税状況に応じた自己負担があります。介護保険対象者は、介護保険制度と重複する品目（———の品目）について、原則介護保険制度の利用が優先になりますので、介護保険課に相談してください。必ず購入前に申請してください。品目によっては判定を必要とするものもあります。

肢体不自由…義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、  
重度障害者用意思伝達装置、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具  
視覚障害……視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡  
聴覚障害……補聴器、人工内耳用音声信号処理装置の修理  
※座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具は障害児に限る。

【必要なもの】 身障手帳、本人のマイナンバーがわかるもの 等

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

### 32 日常生活用具の給付

在宅の重度障害者（児）等に日常生活していく上で必要と思われる用具を給付します。等級による制限と市民税の課税状況に応じた自己負担があります。介護保険対象者は、介護保険制度と重複する品目（———の品目）について、原則介護保険制度の利用が優先になりますので、介護保険課に相談してください。必ず購入・施工前に申請してください。

介護・訓練支援用具………特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（児のみ）、訓練用ベッド（児のみ）

自立生活支援用具………入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用携帯型歩行支援装置、聴覚障害者用屋内信号装置、視覚障害者用秤

在宅療養等支援用具………透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計、視覚障害者用体重計、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、視覚障害者用血圧計

情報・意思疎通支援用具…携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用情報認識読上げ装置、視覚障害者用音声ICタグレコーダー、視覚障害者用読書器、視覚障害者用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書等

排泄管理支援用具………ストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋、洗腸用具、紙おむつ）、収尿器（使い捨て）

住宅改修費………居室生活動作補助用具

【必要なもの】 身障・療育・精神手帳 等

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

### 33 難聴児補聴器購入費の補助

身障手帳の該当にはならないが、聴力が一定レベル以下である児童（18歳未満）のための補聴器の購入費の一部を補助します。所得制限あり。必ず購入前に申請してください。

【必要なもの】 交付意見書（様式あり）、見積書、保護者名義の通帳

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

### 34 高齢者補聴器購入費助成

聴覚障害による身体障害者手帳の該当にならない中等度難聴で、市民税非課税世帯に属する65歳以上の方に対し、管理医療機器認定を受けた補聴器の購入費用を一部助成します（助成上限額25,000円）。申請時に医師の意見書等が必要です。必ず購入前に申請してください。

【お問い合わせ先】 長寿包括ケア課 長寿計画係 市役所2階35番 TEL 027-898-6134 FAX 027-223-4400

### 35 社会福祉協議会での貸出

- (1) 前橋市内に在住の方へ車いす（自走式・介助式）を貸し出します。期間は原則1週間以内、利用料は無料です。
- (2) 前橋市内に在住し、車いすを使用もしくは、移動の際に使用する必要がある方へ福祉車両（車いすのまま乗れる車）を貸し出します。期間は4日間まで、利用料は無料、返却時にガソリンを満タン補充。
- 【お問い合わせ先】 前橋市社会福祉協議会 ボランティアセンター TEL 027-232-3848

### 36 緊急通報装置の給付

世帯員全員が市民税非課税で、外出困難な重度身体障害者のみの世帯に消防センターや協力員等に連絡が取れる専用電話を給付します。

※世帯員全員が非課税で、65歳以上の高齢者のみ又は65歳以上の高齢者と重度身体障害者のみの世帯等の場合は、長寿包括ケア課に相談してください。（年齢により健康状態、身体状態等の対象要件あり）。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711  
長寿包括ケア課 地域支援係 市役所2階35番 TEL 027-898-6275

### 37 重度心身障害児・者等おむつサービス

下記①～③のいずれかに該当する者で、在宅において常時失禁状態にある3歳以上の方は、おむつサービスを利用できます。

- ①特別障害者手当を受給中の方。
- ②障害児福祉手当を受給中の方。
- ③65歳未満で、疾患による神経障害に起因して排尿又は排便機能障害のあることが所定の医師の診断書により確認できる方。

※紙おむつサービス 1か月6,000円を上限として紙おむつを給付します。

（ただし、③の該当者については3,000円を上限とします）

※32日常生活用具の給付制度や前橋市要介護高齢者おむつサービスなど他の制度で紙おむつを受給中の方は利用できません。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

## 手当・年金・共済制度

### 38 特別障害者手当

日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の方（社会福祉施設入所中や病院等に3か月以上入院している人を除く）に手当を支給します。月額28,840円（手当額は毎年見直しあり）を3か月分まとめて年4回支給（5月・8月・11月・2月）。所得制限あり。

【必要なもの】 所定の診断書、本人・配偶者及び扶養義務者のマイナンバーがわかるもの、年金証書（複数場合はすべて必要）、受給しているすべての年金額がわかるもの（振込通知書、通帳など。対象となる年は、申請時によって変わります）、本人名義の通帳、身障・療育・精神手帳、所得証明書（マイナンバー制度で確認ができない場合。受給者、配偶者、扶養義務者分） 等

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

### 39 障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方（社会福祉施設入所中の人を除く）に手当を支給します。月額15,690円（手当額は毎年見直しあり）を3か月分まとめて年4回支給（5月・8月・11月・2月）。所得制限あり。

【必要なもの】 所定の診断書、本人・配偶者及び扶養義務者のマイナンバーがわかるもの、本人（児童）名義の通帳、身障・療育・精神手帳、所得証明書（マイナンバー制度で確認ができない場合。受給者、配偶者、扶養義務者分） 等

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

#### 40 在宅重度障害児手当

20歳未満の在宅重度障害児（身障手帳1～3級、知能指数35以下、及び同程度）を養育し、同居している保護者に手当を支給します。月額3,000円を6か月分まとめて年2回支給（9月・3月）。

障害児福祉手当を支給されている方は申請できません。

【必要なもの】 身障・療育手帳、保護者名義の通帳

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

#### 41 特別児童扶養手当

20歳未満の在宅重度障害児（身障手帳1～3級、療育手帳B1以上、及び同程度）を養育している保護者に手当を支給します。所得制限あり。

1級（身障手帳1・2級、療育手帳A、及び同程度）……月額55,350円

2級（身障手帳3級、療育手帳B1以上、及び同程度）…月額36,860円（手当額は毎年見直しあり）

4か月分まとめて年3回支給（4月・8月・11月）。

【必要なもの】 所定の診断書、請求者・対象児童・配偶者・扶養義務者のマイナンバーがわかるもの、戸籍謄本（発行から1か月以内。保護者及び対象児童が記載されているもの）、保護者名義の通帳、身障・療育手帳、所得証明書（マイナンバー制度で確認ができない場合。受給者、配偶者、扶養義務者分）等

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

#### 42 児童扶養手当

父母の婚姻解消、父又は母が死亡、父又は母が一定の障害の状態にある場合、該当する児童を「監護している母」、「監護し、かつ、生計を同じくする父」又は「該当父母に代わって養育している養育者」に対し、手当を支給します（児童：18歳の年度末まで。ただし、政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満）。

児童1人の場合は受給者の所得等により、全部支給：月額45,500円、一部支給：月額45,490～10,740円、2人の場合は、全部支給：月額10,750円、一部支給：月額10,740～5,380円を加算、3人目より1人につき全部支給：月額6,450円、一部支給：月額6,440～3,230円を加算（手当額は毎年見直しあり）。

支給は1月・3月・5月・7月・9月・11月の年6回。各11日に、支給月の前月分までを振り込みます。受給者が公的年金等を受給している場合及び児童が父又は母に支給される公的年金等給付加算の対象になっている場合は、受給額及び加算額との併給調整があります。

【お問い合わせ先】 こども支援課 こども政策係 前橋市保健センター2階 TEL 027-220-5701

FAX 027-243-6474

#### 43 群馬県心身障害者扶養共済制度

身体障害者（身障手帳1～3級）又は知的障害者・精神障害者を扶養している保護者（65歳未満で健康な方）が掛け金を支払い、保護者（加入者）が死亡又は重度の障害者になった場合、扶養の対象となっていた障害者に年金が支給される群馬県の扶養共済制度です。年金額は毎月20,000円（2口加入者は40,000円）で、掛け金は加入者の年齢・所得で変わります。詳しくはお問い合わせください。

【必要なもの】 障害者手帳、住民票の写し（世帯員全員）、印かん、診断書が必要な場合があります。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 基幹相談支援センター 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5714



#### 44 障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金です。下記の条件①～③のすべてに該当する方が受給できます。

##### 【受給の条件】

- ①初診日（障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）が、下記の期間にあること。
  - ・年金制度（国民年金、厚生年金、共済年金等）に加入している期間
  - ・20歳前又は日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間（※1）
- ②障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、又はそれ以前に症状が固定した日）又は20歳に達したときに、障害等級表（※2）に定める1級、2級又は3級（※3）の障害の状態にあること。又は障害認定日に該当しなかった方が、65歳の前日までに該当するようになったとき。
- ③初診日の前々月までの加入期間のうち、3分の2以上保険料を納めていること（保険料免除期間等も含む）。また、特例として3分の2以上の納付要件を満たさなくても、初診日が令和8年4月1日前については、初診日の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。  
（※1）老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。  
（※2）身障手帳、精神手帳の等級とは異なります。  
（※3）3級は障害厚生年金、障害共済年金が対象です。

##### 【相談・請求窓口】

障害年金の請求先は初診日に加入していた年金制度によって異なりますので、各窓口でご相談ください。

- ・初診日が各種共済組合加入中の場合 ⇒ 各共済組合
- ・初診日が厚生年金加入中の場合 ⇒ 前橋年金事務所、街角の年金相談センター前橋
- ・初診日が国民年金（第3号）加入中の場合 ⇒ 前橋年金事務所、街角の年金相談センター前橋
- ・初診日が国民年金（第1号）加入中の場合 ⇒ 前橋年金事務所、市民課年金係

【お問い合わせ先】 前橋年金事務所 お客様相談室 TEL 027-231-1719（音声案内後1→2をダイヤル）

FAX 027-233-2249

街角の年金相談センター前橋 TEL 027-265-0023（予約のみ。電話相談不可）

市民課 年金係 1階9番 TEL 027-898-6254 FAX 027-243-3906

※前橋年金事務所・街角の年金相談センター前橋へご相談等で行かれる際は、事前に予約をお願いします。

予約の際は基礎年金番号のわかるものをご準備ください。

また、代理人（配偶者や家族含む）によるご相談の場合には、相談当日に委任状が必要です。

### 医療制度

#### 45 福祉医療費支給制度（重度心身障害者・高齢重度障害者）

福祉医療費支給制度は、医療機関等で受診した際に掛かる費用のうち、保険診療の一部負担金を前橋市が代わりに支払うことで、実質、本人負担なしで医療が受けられる制度です。

下記①～⑤の障害を有する方は、前橋市に申請することで福祉医療費受給資格者証が交付され、福祉医療費による医療費の助成を受けられます。なお、令和5年8月から所得制限があります。

##### 【対象となる障害】

- ① 身体障害者手帳1級又は2級の方
- ② 療育手帳A判定の方
- ③ 特別児童扶養手当1級を受給している方
- ④ 知能指数（IQ）35以下と判定された方
- ⑤ 障害年金1級相当の障害をお持ちの方

【必要なもの】 該当する障害の証明書類（身体障害者手帳、療育手帳等）、健康保険証、手続きに来る方の身分証明書

【お問い合わせ先】 国民健康保険課 福祉医療係 市役所2階24番 TEL 027-257-0680 FAX 027-243-9243

#### 46 後期高齢者医療

75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を含む）を対象とする保険制度です。

65歳以上75歳未満で下記の条件に該当し申請により認定された方は、任意で加入することができ、医療の給付が行われます。（遡って申請はできません。）

障害年金1、2級の方

- ① 身障手帳1～3級又は4級の一部の方
- ② 精神手帳1、2級の方
- ③ 療育手帳判定がAの方
- ④ その他政令で定める程度の障害を有する方

【必要なもの】 障害の程度を証明する書類（身障手帳、療育手帳、精神手帳、年金証書等）、健康保険証、本人のマイナンバーがわかるもの、手続きに来る方の身分証明証

※75歳未満で障害認定を受け、すでに後期高齢者医療に加入していた方が、この制度から脱退する場合には、障害認定の撤回届が必要となります。

【お問い合わせ先】 国民健康保険課 後期高齢者医療係 市役所2階23番 TEL 027-898-6253 FAX 027-243-9243

#### 47 自立支援医療費（更生医療）の支給

身障手帳に記載されている障害を除去・軽減し、日常生活能力の機能回復を図る医療（角膜手術、関節成形手術、心臓手術など）を指定医療機関で行う場合に受けられます。必ず手術前（入院前）に申請してください。

市民税額・所得額・年金収入額に応じて自己負担（原則1割）あり。（市民税所得割23万5千円以上の世帯は重度かつ継続の方を除き対象外）

※指定医療機関に相談のうえ申請してください。

【必要なもの】 身障手帳、健康保険証、障害基礎年金等の額のわかるもの、医師の意見書、医療費概算額内訳書、本人のマイナンバーがわかるもの

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

#### 48 自立支援医療費（育成医療）の支給

障害や疾病のある18歳未満の児童が、手術等を指定医療機関で行う場合に受けられる場合があります。

必ず手術前（入通院前）に申請してください。

市民税額・所得額・年金収入額に応じて自己負担（原則1割）あり。（市民税所得割23万5千円以上の世帯は重度かつ継続の方を除き対象外）

※指定医療機関に相談のうえ申請してください。

【必要なもの】 健康保険証、医師の意見書、非課税世帯の方で収入がある方は保護者（父母両方）それぞれの収入がわかる書類、本人のマイナンバーがわかるもの

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

#### 49 自立支援医療費（精神通院医療）の支給

精神疾患のため、指定の医療機関等で継続的な通院治療を必要とする方を対象とする医療費の公費負担制度です。認定を受けると精神通院医療の患者負担は原則1割となります。（市民税所得割23万5千円以上の世帯は重度かつ継続の方を除き対象外）

【必要なもの】 所定の診断書、健康保険証、本人のマイナンバーがわかるもの

※その他、障害基礎年金等の収入がわかる書類や所得・課税証明等が必要になる場合があります。

【お問い合わせ先】 保健予防課 こころの健康係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5787

#### 50 指定難病医療の給付

国が定める疾患の認定基準を満たしている方が、難病指定医療機関で保険診療を受けた場合に自己負担の一部が助成されます。※群馬県の審査で認定された方が対象となります。

【お問い合わせ先】 保健予防課 難病支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5785

#### 51 小児慢性特定疾病医療の給付

小児慢性特定疾病で医療を受けている18歳未満の児童（ただし、18歳に達した時点で引き続き治療が必要な場合は、20歳到達まで延長することができます）が、小児慢性特定疾病指定医療機関で保険診療を受けた場合に自己負担の一部が助成されます。

※前橋市の審査で認定された方が対象となります。

【お問い合わせ先】 保健予防課 難病支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5785

#### 52 先天性血液凝固因子障害医療の給付

血友病等の疾患により医療を受けている方（原則として20歳以上）が、県と契約した医療機関で保険診療を受けた場合に自己負担分を助成します。

【お問い合わせ先】 群馬県 感染症・がん疾病対策課 TEL 027-226-2611

### 見舞金など

#### 53 難病患者見舞金

難病医療法に規定する指定難病による医療給付、児童福祉法に規定する疾病による小児慢性特定疾病医療給付に該当している方に見舞金を支給します。患者1人につき1回限り36,000円を支給。

【必要なもの】 受給者証、通帳（18歳未満は保護者名義）

【お問い合わせ先】 保健予防課 難病支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5785

#### 54 腎臓機能障害者等交通費の助成

腎臓又は小腸機能障害で人工透析又は中心静脈栄養法、経腸栄養法による療法を受けるために通院（往復2km以上）をしている、市民税非課税の方に、通院に要した交通費の一部を助成します。

対象となる可能性のある方に年2回通知しますので、通院にタクシー等を利用する方は、次回の申請までに利用した領収書を保管してください。年2回（4～9月通院分を10月に、10～3月通院分を4月に）支給。

【必要なもの】 身障手帳、通帳、通院証明書、領収書 等

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

#### 55 人工肛門・人工膀胱受術者等見舞金

人工肛門又は人工膀胱を造設した方並びに膀胱又は直腸機能障害により身障手帳を取得している方に見舞金を支給します。受術者等1人につき1回限り36,000円を支給。

【必要なもの】 造設証明書か身障手帳、通帳

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

#### 56 小児慢性特定疾病医療受給者県外通院費の助成

小児慢性特定疾病医療費を受給している人が、当該疾病により受給者証に記載されている県外の医療機関や薬局へ通院した場合の交通費の一部を助成します。

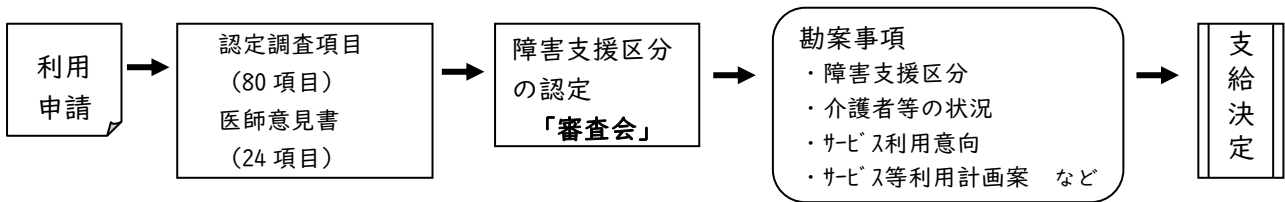
【必要なもの】 受給者証、自己負担上限額管理票（または医療機関の領収書等）、公共交通機関の領収書、通帳（18歳未満は保護者名義）等

【お問い合わせ先】 保健予防課 難病支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5785

## 日常生活の援助

### 57-1 自立支援給付（介護給付）によるもの

障害に起因する、日常生活上継続的に必要となる介護中心の支援を、居宅や施設にて提供します。利用には障害支援区分の認定が必要です。原則サービス費用の1割が利用者負担です。  
 なお、介護保険対象者は、原則介護保険制度の利用が優先となります。



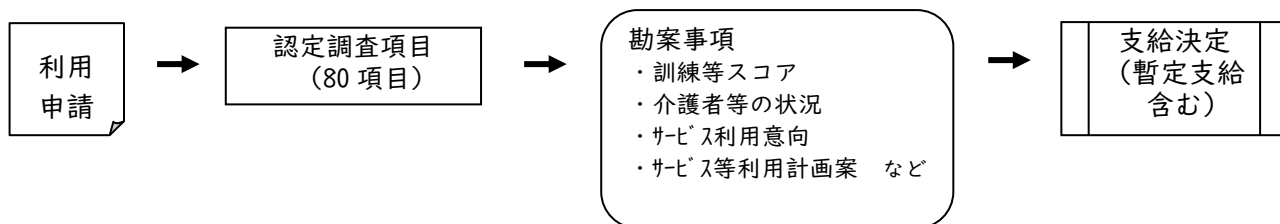
給付	サービス種類及び事業内容	対象者の障害支援区分等
介護給付	<b>居宅介護</b> 居宅において入浴、排泄、食事の介護、家事の援助などを提供します。	障害支援区分1以上 障害児にあってはこれに相当する心身の状態である者
	<b>重度訪問介護</b> 重度障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介助、外出時における移動支援などを総合的に提供します。	障害支援区分4以上であって①及び②もしくは③に該当する者 ①二肢以上に麻痺があること ②区分認定調査項目「歩行」「移乗」「排尿」「排便」いずれもできる以外と認定されていること ③知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものであって、行動関連調査項目等の点数が10点以上の者
	<b>同行援護</b> 外出において、障害者（視覚障害者）に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出に必要な援助を行います。	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害（児）者
	<b>行動援護</b> 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を提供します。	障害支援区分3以上であって、行動関連調査項目等の点数が10点以上の者（知・精・児）
	<b>短期入所</b> 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間施設に入所し、入浴、排泄又は食事の介護等を提供します。	障害支援区分1以上 障害児にあってはこれに相当する心身の状態である者
	<b>療養介護</b> 医療と常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を提供します。	障害支援区分6のALS患者等で気管切開を伴う人工呼吸器装着者 区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者
	<b>生活介護</b> 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を施設にて提供します。	障害支援区分3以上 50歳以上の方は区分2以上
	<b>施設入所支援</b> 在宅生活困難で施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を提供します。	障害支援区分4以上 50歳以上の方は区分3以上

※各サービスによって別に利用条件や実費負担等が定められているものがあります。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5712

## 57-2 自立支援給付（訓練等給付）によるもの

障害者が地域で生活するために、必要となる機能訓練や就労に関する訓練などを一定期間提供します。原則サービス費用の1割が利用者負担です。



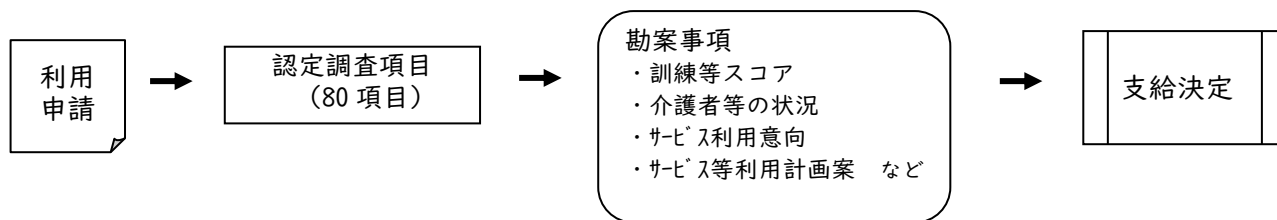
給付	サービス種類及び事業内容	対象者の条件等
訓練等給付	<b>自立訓練（機能訓練・生活訓練）</b> <b>宿泊型自立訓練</b> 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	地域生活を営む上で一定の訓練が必要な障害者
	<b>就労移行支援</b> 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労を希望する65歳未満の障害者
	<b>就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）</b> 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	一般の企業等に就労することが困難な障害者
	<b>共同生活援助（グループホーム）</b> 共同生活を営む住居において、主として夜間に相談やその他の日常生活上の援助を提供します。 なお、施設において介護の提供を希望する場合は審査会において障害支援区分認定を受ける必要があります。	共同生活を営む住居での生活を希望する障害者 (身・知・精)
	<b>就労定着支援</b> 一般就労における問題を抱える人に対して、一定期間、相談、助言、連絡調整等の支援を提供します。	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労した障害者
	<b>自立生活援助</b> 入所施設等から一人暮らしに移行した人に対して、一定期間、居宅を訪問し、相談、助言、連絡調整等の支援を提供します。	入所施設、グループホーム、病院等から、居宅での一人暮らしに移行した障害者

※各サービスによって別に利用条件や実費負担等が定められているものがあります。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5712

### 57-3 自立支援給付（地域相談支援給付）によるもの

地域生活への移行を希望する、もしくはすでに地域で生活している障害者に対して、必要となる支援を提供します。



給付	サービス種類及び事業内容	対象者の条件等
地域相談支援給付	<b>地域移行支援</b> 障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している人に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談やその他必要な支援をします。	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者
	<b>地域定着支援</b> 居宅にて単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談やその他必要な支援をします。	居宅において単身等で生活しており、緊急時の支援が見込めない障害者

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5712

### 57-4 児童福祉法によるもの

サービス種類及び事業内容	対象者の条件等
<b>児童発達支援</b> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児
<b>放課後等デイサービス</b> 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児
<b>保育所等訪問支援</b> 障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

※サービス費用の1割が利用者負担です。

障害児通所支援を利用している児童の保護者の所得状況や複数の子がいる世帯について、利用者負担の軽減措置があります。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5712

## 58 移動支援事業

屋外での単独外出が困難な重度の身体障害者、知的障害、精神障害及び難病等の病気により身体の状態が重度の身体障害者と同じ状態の方の社会参加や余暇活動のための外出時の移動等を支援します。小学生以上の方を対象とし、原則サービス費用の1割が利用者負担です。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5712

## 59 日中一時支援（日帰りショートステイ）

障害児(者)を介護している家族が疾病や冠婚葬祭等により一時的に居宅での介護が困難になった場合等に、市と委託契約を締結した施設にて日中、活動の場を提供します。障害程度に応じた原則サービス費用の1割と給食費等実費が利用者負担です。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5712

## 60 前橋市委託相談支援事業

障害福祉サービスの利用支援等、各種相談に応じます。料金は無料です。

委託相談支援事業所	所在地	電話番号・FAX番号	受付日時	基本担当地区
前橋市障害者生活支援センター 赤城野荘障害者相談支援事業所	日吉町2-17-10 総合福祉会館1階	TEL 027-236-0001 FAX 027-236-0020	月～金曜 9時～18時	本庁管内（南部地区 除く）・桂萱（東部除く）
前橋市地域活動支援センター ピアーズ	日輪寺町176-1	TEL 027-230-8017 FAX 027-230-8018	月～金曜 9時～18時	芳賀・南橋
相談支援事業所ドアーズ	下大島町596-1	TEL 027-266-8826 FAX 027-266-1615	月～金曜 9時～17時	本庁管内（南部 地区）・永明
あいにて相談支援事業所	上佐鳥町560-3	TEL 027-289-4433 FAX 027-287-4657	月～金曜 9時～17時	上川淵・下川淵
青空相談支援事業所	上増田町57-1	TEL 027-266-2500 FAX 027-266-2511	月～金曜 8時半～17時半	城南・粕川
障がい福祉相談支援事業所 ぽっか	新前橋町16-36 新前橋ビル101号室	TEL 027-226-5272 FAX 027-226-5292	月～金曜 9時～17時	東・元総社・総 社・清里
あかぎ相談支援事業所	富士見町小沢117-7	TEL 027-289-5327 FAX 027-289-3450	月～金曜 9時～17時	宮城・富士見
相談支援事業所ゆりのき	江木町1241	TEL 027-269-2531 FAX 027-269-2532	月～金曜 9時～17時	桂萱（東部）・ 大胡

※本庁管内（南部地区）⇒天川原町、六供町、天川町、文京町、南町

※桂萱（東部）⇒上泉町、石関町、亀泉町、荻窪町、堀之下町、堤町、江木町

※祝日及び年末年始は閉所。

## 61 地域生活支援拠点「安心ネットまえばし」

地域生活支援拠点は、障害のある方の高齢化・重度化や、「親なき後」の生活を見据え、ご本人の生活を地域全体で支えようとする仕組みです。

「安心ネットまえばし」は、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保、⑤地域の体制づくり、の5つの機能を持っています。詳しくはお問合せください。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 基幹相談支援センター 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5714

前橋市委託相談支援事業所（連絡先は、上記連絡先を参照してください）

## 62 地域活動支援センターI型

日中の時間帯に、障害者の方の各種相談に応じるとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行い、障害者の地域生活の支援の促進を図ることを目的とする施設です。利用料は無料です。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5712

前橋市地域活動支援センター ピアーズ 日輪寺町176-1 TEL 027-230-8017

### 63 地域活動支援センターⅢ型

一般就労が困難な人に、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行い、社会との交流の促進の場を提供し、地域生活の支援をします。精神障害者については、「精神障害者支援制度のあらまし」をご覧ください。

作業所名	住所	電話番号	作業所名	住所	電話番号
地域活動支援センターこころ	朝日町3-21-14	027-212-1353	地域活動支援センターおおご	堀越町607-1	027-280-2989
地域活動支援センターかすかわ	粕川町前皆戸194-1	027-285-6060	地域活動支援センターみやぎ	鼻毛石町2271-8	027-280-2448
地域活動支援センターふじみ	富士見町小沢117-4	027-288-7989			

【お問い合わせ先】 通所希望者は、障害福祉課 生活支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5712

### 64 障害者相談員

障害者やその家族からの相談を受けたり、関係機関との連絡調整を行っています。相談時間は午前9時～午後5時（土日曜・祝日を除く）ですが、不在の場合もあります。相談員の連絡先については、障害福祉課へお問い合わせください。

氏名	相談種別	住所	氏名	相談種別	住所	氏名	相談種別	住所
大島 主好	身体	粕川町	齋藤 高次	身体(視)	城東町	高山 由貴	知的	昭和町
長岡 俊充	身体	粕川町	高橋 賢司	身体(視)	朝倉町	浅岡 武夫	知的	天川大島町
藤井 稔栄	身体	下大島町	茂木 勤	身体(視)	六供町	飯塚 敦子	難病	鳥取町
宮田 英夫	身体	大前田町	高橋 亮	身体(聴)	駒形町	金井 徳司	難病	堀越町
青木 眞澄	身体	日輪寺町	山田 浩臣	身体(聴)	西大室町	石田 ヨシ子	難病	上佐鳥町
飯塚 智宏	身体	下川町	石坂 英子	知的	広瀬町	町田 毅	難病	千代田町
細野 定仲	身体	広瀬町	関口 純子	知的	上佐鳥町			

【お問い合わせ先】 障害福祉課 基幹相談支援センター 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5714

FAX 027-223-8856

### 65 障害児早期療育事業（つばみの部屋）

群馬県内5事業所で児童と保護者に対して、週末に専門的な集団の療育を提供し、発達が気がかりな乳幼児について相談に応じます。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5712

### 66 ガイドヘルパーネットワーク

重度の視覚障害者が県外を移動する場合に、目的地においてガイドヘルパーを派遣します。費用は目的地のガイドセンターが定めた額。

【お問い合わせ先】 群馬県視覚障害者福祉協会（群馬県社会福祉総合センター内） TEL 027-255-6677

FAX 027-255-6678

### 67 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害者等が社会生活上必要な時に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。費用は無料。

【お問い合わせ先】 前橋市社会福祉協議会ボランティアセンター（前橋市総合福祉会館内）

FAX 027-231-6111 TEL 027-232-3848

### 68 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

重度の視覚及び聴覚障害の重複障害者のコミュニケーション及び外出の時に通訳者(介助員)を派遣します。費用は無料。

【お問い合わせ先】 群馬盲ろう者つるの会 TEL 0276-30-3210 FAX 0276-47-9550

### 69 「声の広報まえばし」発行

「広報まえばし」を読むことが困難な視覚障害者等に対し、デイジー図書（CD-RW 1枚）で月1回「声の広報まえばし」を送付します。費用はかかりません。登録制。

【お問い合わせ先】 秘書広報課 広報係 市役所4階 TEL 027-898-6642 FAX 027-224-1288



## 70 公文書点字化サービス事業

点字により情報を入手している視覚障害者に対し、市から送付する公文書のうち、希望するものを点字化するサービスです。費用はかかりません。登録制。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

## 71 身体障害者補助犬

補助犬とは、目や耳、手足に障害がある方の生活をサポートする盲導犬、聴導犬、介助犬のことです。特別な訓練を受けて認定された障害者の自立と安心安全な生活を助けてくれるパートナーです。

補助犬の貸与をご希望の方、受け入れ拒否等に関するご相談については下記へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711 FAX 027-223-8856

## 72 新聞代読サービス

新聞を電話で代読するサービスです。毎週1回30分程度で、希望する記事を『毎日・上毛・読売・朝日』新聞の4紙の中から選べます。対象者は、視覚障害者、あるいは高齢・視覚以外の障害や病気により、新聞の文字が読みにくいという方で、新聞の代読を希望される方です。費用はかかりません。登録制。

【お問い合わせ先】 リーディングサービスぐんま TEL 027-232-0810

## 73 重度身体障害者等入浴サービス

在宅重度身体障害者等で自力又は家族やヘルパー等の介護でも入浴することが困難な方に対して、移動入浴車で入浴サービスを行います。利用回数は原則月8回（6月から9月は原則月12回）です。

※介護保険制度の利用ができる方は、介護保険制度の利用が優先となります。

【必要なもの】 身障手帳、診療情報提供書兼指示書

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

## 74 医療的ケア支援事業

看護師配置のない保育所、学校、施設等に通う障害児（者）で、導尿や痰の吸引等、比較的短時間で定時の対応により処置が終了する医療的ケアについて、訪問看護師によるケアが受けられるように支援します。

30分を1単位として400円を自己負担していただきます。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5712

## 75 要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業

在宅で医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）を介護する方の負担軽減のため、1時間以上の訪問看護終了後に訪問看護師が介護や日常生活上の世話等を行います。利用上限は月5時間であり、複数回に分割して利用することもできます。1時間当たり500円を自己負担していただきます。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5712

## 76 日中一時支援（登録介護者・サービスステーション事業）

障害児（者）を介護している家族の負担軽減を目的とした事業で、障害児（者）を介護している保護者が病気・看護・冠婚葬祭などで介護できないとき（最長5日間）、登録した介護者又は24時間対応型サービスステーションに委託できます。費用は30分間150円（登録介護者の場合）、30分間200円（サービスステーションの場合）。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5712

## 77 日中一時支援（心身障害児集団活動・訓練事業）

特別支援学校・普通学校の特別支援学級の放課後、学齢期にある心身障害児に対し、集団活動や社会適応訓練を行い、その自主性・社会性を育成し、自立の促進を図ることを目的としています。概ね週16時間行うものとし、利用料（基本額1回400円）のほか、おやつ代等の実費は保護者負担となります。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5712

## 78 保育所（園）・認定こども園保育料等の減額

世帯の市民税所得割の合計額が77,101円未満で、保育関係施設に入所（園）している児童と同居している方が以下に該当すると、保育料又は副食費が減額になる場合があります。該当される方は、下記まで申し出てください。

- ①身障手帳 ②療育手帳 ③精神手帳 いずれかの交付を受けた方  
④特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金の受給者

【必要なもの】 ①～③については手帳、④については証書

【お問い合わせ先】 こども施設課 施設管理係 前橋市保健センター2階 TEL 027-220-5705

FAX 027-243-6474

## 79 生活福祉資金の貸付

身障・療育・精神手帳所持者のいる世帯に資金の貸付を行います。連帯保証人が1名以上（原則として県内居住者）必要です。資金ごとに貸付条件、審査があります。

【お問い合わせ先】 前橋市社会福祉協議会 まえばし生活自立相談センター 市役所1階10番

TEL 027-898-6892

## 80 在宅障がい者等配本サービス

在宅障害者（身体障害者（児）や介護保険法における要支援・要介護の認定を受けた方等）で、ひとりで図書館に来られない方に対し、本などの図書資料の配達を行います。費用はかかりません。

【お問い合わせ先】 前橋市立図書館 企画管理係 TEL 027-224-4311 FAX 027-243-1877

## 81 高齢者等ごみ出し支援事業（こんにちは収集事業）

前橋市在住の人で、要介護認定を受けているなど一定の要件に該当している人を対象に、ごみの排出支援と安否確認のため、戸別収集とともに希望者には声掛けを行います。

【対象者の要件】 次の(1)～(3)全てに該当する方

(1) 次のア～エのいずれかに該当していること。

ア 介護保険の要支援若しくは要介護の認定を受けているか、又は介護予防・生活支援サービス事業対象者とされている人

イ 身障手帳の交付を受け、その障害の程度が1級で肢体不自由又は視覚障害の人

ウ 療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAの人

エ 精神手帳の交付を受け、その障害の程度が1級の人

(2) 家庭ごみをごみ集積場所に自ら出すことが困難であるとともに、親族や近隣住民によるごみ出しの協力が得られないこと。

(3) 独り暮らしであること（同居者がいる場合は、同居者全員が(1)のア～エのいずれかに該当するとき限り、この要件を満たすものとします。）。

【必要なもの】 介護保険証、身障手帳、療育手帳又は精神手帳の写し

【お問い合わせ先】 ごみ収集課（西部清掃事務所内） TEL 027-253-1009 FAX 027-254-3396

【申請書の配布・受付場所】 ごみ収集課（西部清掃事務所）、ごみ政策課（市役所2階26番）

長寿包括ケア課（市役所2階35番）、介護保険課（市役所2階37番）

障害福祉課（前橋市保健所1階）、各支所、市民サービスセンター

## 82 成年後見制度

知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない成人について、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選任することで、ご本人を法律的に支援する制度です。申し立て手続きは家庭裁判所で行います。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 基幹相談支援センター 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5714

前橋市社会福祉協議会 TEL 027-237-1112 FAX 027-219-0337

### 83 日常生活自立支援事業

知的障害者等で判断能力が不十分な人に対して、日常的な金銭管理・書類の預かり等の支援を行うものです。成年後見制度と似ていますが、援助する範囲が限られています。前橋市社会福祉協議会で事業を行っています。

【お問い合わせ先】 前橋市社会福祉協議会 TEL 027-237-1112

### 84 出張パソコン講習

重度障害者で外出が困難な方がパソコンを活用して情報収集・交換を行うことを支援するため、自宅等に講師を派遣して、パソコン操作講習を行います。開催状況、対象条件等、詳しくは下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 群馬県障害者情報化支援センター TEL・FAX 027-251-7129

Eメール gunma-johocenter@xp.wind.jp

### 85 交通事故被害者援護制度

国土交通省では、独立行政法人自動車事故対策機構（<sup>ナスバ</sup>NASVA）と協力して、自動車事故を原因として介護を必要とする重度後遺障害者の方々とそのご家族の経済的・精神的負担の軽減を図るために、様々な支援を行っています。詳しくは下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 独立行政法人自動車事故対策機構群馬支所 TEL 027-365-2770

FAX 027-365-2771

## 住 宅

### 86 重度身体障害者（児）住宅改造費補助

上肢機能障害で1～2級（ただし両上肢に4級以上の障害のある者）、下肢・体幹機能障害で1～2級（下肢及び体幹の複合障害含む）又は視覚障害で1級の障害者（児）がいる世帯が玄関、台所、浴室、便所などを改造するための費用を一部補助します。補助金額は改造費用の5/6（上限額50万円）まで。当該年度（6月までは前年度）の市民税（所得割）額16万円未満の世帯に属する方が対象です。必ず施工前に申請してください。

**※32日常生活用具及び介護保険の住宅改修費の対象者はそちらの制度が優先されます**

【必要なもの】 見積書、身障手帳、平面図、工事箇所の施工前写真

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

### 87 身障者世帯向け市営住宅

市営住宅には、身障者世帯向けの部屋があります。身障手帳1～4級の障害者で、所得が一定額以下等の条件があります。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 群馬県住宅供給公社前橋支所 市役所8階 TEL 027-898-6986 FAX 027-243-3512

### 88 市営住宅の家賃

市営住宅に入居中の方が新たに身障・療育・精神手帳を取得されると、家賃が減額される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 群馬県住宅供給公社前橋支所 市役所8階 TEL 027-898-6986 FAX 027-243-3512

### 89 障がい者世帯向け県営住宅

県営住宅には、障がい者世帯向けの部屋があります。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 群馬県住宅供給公社 TEL 027-223-5811（音声ガイダンスI→I） FAX 027-223-9808

## 就労の促進

### 90 ハローワークによる職業紹介

就職を希望する障害者がその能力に応じた職業に就けるよう、職業指導・職業相談・職業紹介を行い、就職後も職場に適応・定着できるよう支援を行っています。

【お問い合わせ先】 ハローワークまえばし（前橋公共職業安定所） TEL 027-290-2111（42#）

FAX 027-290-2528

### 91 障害者職業センターによる相談・援助

就職を希望する障害のある方に対して、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々人の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。ご利用にあたってはあらかじめ下記へお問い合わせください。（職業の紹介は行っていません。職業紹介はハローワークにご相談ください。）

【お問い合わせ先】 群馬障害者職業センター TEL 027-290-2540 FAX 027-290-2541

### 92 ワークセンターまえばし（障害者就業・生活支援センター）

働くことを希望する障害のある方や、働いている障害のある方のお悩みやご希望に応じて、雇用及び福祉の関係機関と協力して自立・安定した職業生活を送るために就業面・生活面の一体的な支援を行います。ご利用の際は、あらかじめ下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ワークセンターまえばし 日吉町2-17-10 前橋市総合福祉会館内 TEL 027-231-7345 FAX 027-231-7346

月～金曜 9時～18時 第2・4土曜 9時～12時 日曜祝日休み

## 施設

### 93 前橋市障害者教養文化体育施設（愛称：前橋サン・アビリティーズ）

障害者の機能の回復や健康の増進を目的とした施設です。障害者は無料。教養文化室、多目的室、体育室。火～土曜は10時～21時。日曜・祝日は9時～17時。月曜（月曜が祝日の場合はその翌日）・年末年始は休館。

【お問い合わせ先】 上佐鳥町539-2（市民体育館西隣） TEL・FAX 027-265-4125

### 94 前橋市総合福祉会館

社会活動、レクリエーションの総合拠点の場です。条件等によっては水治療法室が利用できます。部屋利用は使用料がかかりますが、減免になる場合もあります。開館時間は8時30分～22時。休館日は毎月第2日曜日・年末年始及び設備点検等臨時休館日。

【お問い合わせ先】 日吉町2-17-10

部屋利用については TEL 027-237-0101 FAX 027-231-6700

水治療法室については TEL 027-236-0200（月～土曜 9時～17時）

## 小児慢性特定疾病児童等福祉

### 95 日常生活用具給付事業

児童福祉法に規定する疾病による小児慢性特定疾病医療給付に該当している方に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。障害者総合支援法による施策の対象とならない方が対象となります。所得に応じて自己負担があります。必ず購入前に申請してください。

【給付品目】

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、ストマ用装具（消化器系、尿路系）、人工鼻

【必要なもの】 小児慢性特定疾病医療受給者証、所定の様式の診断書

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

## 高額障害福祉サービス等給付費

### 96 高額障害福祉サービス等給付費

世帯における障害福祉サービス等の利用者負担額の合計が基準額を超えた場合、高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児通所給付費を支給します（基準額を超えた部分を償還払います。）。

対象となるサービス利用料

障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額
介護保険法に基づくサービス（障害者総合支援法に基づくサービスの併用者に限る。）
児童福祉法に基づく障害児支援（通所・入所）サービスの利用者負担額
補装具の利用者負担額

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5712

### 97 (新)高額障害福祉サービス等給付費

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方が要件を満たす場合、介護保険移行後に利用した障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担分を償還払います。

対象者

65歳になるまで5年以上、特定の障害福祉サービス（居宅介護、生活介護等）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用（訪問介護、通所介護等）している。
利用者及びその配偶者が市民税非課税又は生活保護世帯に属している。
65歳に達する日の前日の障害支援区分が区分2以上である。
65歳まで介護保険サービスを利用していない。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5712

## ミライロID

### 98 ミライロID

無料アプリで、スマートフォンに障害者手帳を登録することで、手帳情報を画面上に表示できるものです。施設を利用する際に、登録後の画面を提示することで、障害者割引等を受けることができます。割引を受けられる対象施設等については下記のホームページ上でご確認ください。

[https://www.city.maebashi.gunma.jp/kenko\\_fukushi/4/3/2/34676.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/kenko_fukushi/4/3/2/34676.html)

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係 前橋市保健所1階 TEL 027-220-5711

※ミライロIDの詳細についてはミライロIDホームページ (<https://mirairo-ID.jp/>) よりご確認ください。



## 音声自動読み上げ電子書籍サービス

### 99 音声自動読み上げ電子書籍サービス（アクセシブルライブラリー）

視覚障害のある方専用の電子書籍サービスです。自身のスクリーンリーダーで読み上げることができ、介助者の手を借りる必要なく、自力で操作が可能となっています。詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 前橋市立図書館 資料係 TEL 027-224-4314 FAX 027-243-1877

窓 口

身体・知的・精神障害者福祉全般 障害者福祉に関するサービス等の申請		
担当	(平日 午前8時30分～午後5時15分)	TEL・FAX
前橋市保健所 (前橋市朝日町3-36-17)	障害福祉課 (保健所1階)	FAX: 027-223-8856
	福祉サービス係	TEL: 027-220-5711
	生活支援係	TEL: 027-220-5712
	障害政策係	TEL: 027-220-5713
	基幹相談支援センター	TEL: 027-220-5714
	前橋市障害者虐待防止センター (24時間対応)	TEL: 027-220-5722 FAX: 027-223-8856 (平日昼間)
	保健予防課 (保健所1階)	TEL: 027-220-5785・5787 FAX: 027-223-8856
大胡支所 (前橋市堀越町1115)	市民サービス課	TEL: 027-283-0114 FAX: 027-283-2517
宮城支所 (前橋市鼻毛石町1507-4)	市民サービス課	TEL: 027-283-2132 FAX: 027-283-2358
粕川支所 (前橋市粕川町西田面216-1)	市民サービス課	TEL: 027-285-4114 FAX: 027-285-5227
富士見支所 (前橋市富士見町田島240)	市民サービス課	TEL: 027-288-1941 FAX: 027-288-2214

前橋市役所 (前橋市大手町2-12-1) 平日 午前8時30分～午後5時15分		
内容	担当	TEL・FAX
高齢者福祉全般 訪問指導、機能訓練	長寿包括ケア課 (市役所2階)	TEL: 027-898-6132 FAX: 027-223-4400
介護保険全般	介護保険課 (市役所2階)	TEL: 027-898-6155 FAX: 027-243-4027
福祉医療 後期高齢者医療保険	国民健康保険課医療給付係 (市役所2階)	TEL: 027-898-6253 FAX: 027-243-9243
国民年金(障害基礎年金)	市民課 年金係 (市役所1階)	TEL: 027-898-6254 FAX: 027-243-3906

前橋市保健センター (前橋市朝日町3-36-17) 平日 午前8時30分～午後5時15分		
内容	担当	TEL・FAX
児童扶養手当	こども支援課 こども政策係 (前橋市保健センター2階)	TEL: 027-220-5701 FAX: 027-243-6474
保育所(園)保育料の減額	こども施設課 施設管理係 (前橋市保健センター2階)	TEL: 027-220-5705 FAX: 027-243-6474

☆その他の関係機関

内容	担当	TEL・FAX
福祉機器の貸出	前橋市社会福祉協議会 ボランティアセンター (前橋市総合福祉会館3階 日吉町2-17-10)	TEL: 027-232-3848 FAX: //
ボランティアを必要とする方の相談 ボランティアの紹介 障害者福祉に関わる団体の紹介	前橋市社会福祉協議会 ボランティアセンター (前橋市総合福祉会館3階 日吉町2-17-10)	TEL: 027-232-3848 FAX: //
	前橋市市民活動支援センター (前橋プラザ元気2-1 3階 本町2-12-1)	TEL: 027-210-2196 FAX: 027-237-0810
身体・知的障害者の相談 補装具・更生医療・施設入所の判定 療育手帳の判定(18歳以上)	群馬県心身障害者福祉センター (県社会福祉総合センター2階 新前橋町13-12)	TEL: 027-254-1010 FAX: 027-254-2299
身体障害者の方のパソコン相談 出張パソコン講習の受付	群馬県障害者情報化支援センター (県社会福祉総合センター2階 新前橋町13-12)	TEL: 027-251-7129 FAX: //
身体・知的障害児の相談 療育手帳の判定(18歳未満)	群馬県中央児童相談所 (野中町360-1)	TEL: 027-261-1000 FAX: 027-261-7333
精神保健相談 アルコールや薬物依存症に関する相談	群馬県こころの健康センター (野中町368)	TEL: 027-263-1166 FAX: 027-261-9912
厚生年金、厚生障害年金	前橋年金事務所 (国領町2-19-12)	TEL: 027-231-1719 FAX: 027-233-2249
障害者の職業紹介・相談	ハローワークまえばし (前橋公共職業安定所 天川大島町130-1)	TEL: 027-290-2111 FAX: 027-290-2528
障害者の職業能力・適性等の評価 職業訓練・講習	群馬障害者職業センター (ハローワークまえばし 天川大島町130-1)	TEL: 027-290-2540 FAX: 027-290-2541
認知症高齢者並びに知的及び精神障害者の日常生活や権利侵害に関する相談	ぐんま地域福祉権利擁護センター (県社会福祉総合センター4階 新前橋町13-12)	TEL: 027-255-6032 FAX: 027-255-6444
FAXによる火災・救急の緊急通報	前橋市消防局	FAX: 119
FAX専用フリーダイヤル	群馬県警察本部	FAX: 0120-578-110
法律相談	法テラス群馬 (しのみ信用金庫前橋営業部ビル4F 千代田町2-3-12)	TEL: 050-3383-5399
	ひまわりあんしんダイヤル (群馬弁護士会 大手町3-6-6)	TEL: 027-234-9321
障害者相談	群馬県障害者110番 (県社会福祉総合センター1階 新前橋町13-12)	TEL: 027-251-1100 FAX: 027-255-6275
生活困窮の相談	まえばし生活自立相談センター (前橋市役所1階 社会福祉課内 大手町2-12-1)	TEL: 027-898-6890

共に生きる  
**みんなの店**  
前橋福祉ショップ

**共同販売事業**  
福祉施設で作る商品を「みんなの店」(総合福祉会館内)で販売しています。会員施設のスタッフと利用者が交代でレジ接客を行っています。

**共同受注事業**  
福祉施設と行政・企業を繋ぎ、受発注のコーディネートを行います。ひとつの施設では対応できない大量受注も連携で受注が可能になります。

営業時間：10時～15時  
店休日：日曜日、祝日  
及び年末年始

お仕事の依頼・ご相談は事務局まで  
電話 **027-289-6332**

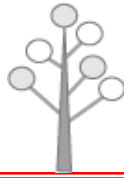
日吉町二丁目17番地10 前橋市総合福祉会館内

道の駅まえばし赤城内の福祉ショップ

ほっと一息つける“休憩所 Qu(きゅう)”  
カフェやショップ、休憩所としてご利用いただけます。  
主に市内の福祉施設で作られた商品、軽食やコーヒーも提供しており、定期的に展覧会やイベント等も行っていきます。

最新情報はインスタから!

田口町36道の駅まえばし赤城内  
027-288-0109  
定休日：火曜日、年末年始  
営業時間：10時～18時 (L.O17時半)  
※11月～2月は17時までの短縮営業



お問い合わせ先  
 〒371-0014  
 前橋市朝日町三丁目36番17号  
 前橋市保健所1階（前橋市保健センター西隣）  
 前橋市 福祉部 障害福祉課

福祉サービス係	電話	027-220-5711
生活支援係	電話	027-220-5712
障害政策係	電話	027-220-5713
基幹相談支援センター	電話	027-220-5714
	FAX	027-223-8856

## 案内図

